

今回は、平成 25 年 12 月 12 日に決定した平成 26 年度税制改正大綱から複数ピックアップしてご説明したいと思います。

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 270 回

明けましてお目出とうございます。本年もどうぞよろしくお願いいいたします。今年 1 年間でどんな年になるか、いい年になるといいですね。

そのためにもしっかり「事業計画」を樹てて行動を開始してください。ところで今年の経済予想を少しさせていただきます。

1. 総合的にはまずまずの年かと思えます
2. そして
 - ① 引き続き金融緩和が行われます (30 兆円超のマネー供給が行われますので現政権が維持されれば、円安、株高、輸出企業資金力UP、そして設備投資、雇用増へと進んでいくものと思われ)
 - ② アメリカ経済はオバマ政権の不安定さにもかかわらずシェールガスの生産拡大、住宅投資UPと引き続き好調で、日本にとってもいい影響があるはず
 - ③ 中国経済はまだまだ景気減速します。国内も不安定で (個人消費の伸び悩み等) 成長率は 7% 程度 (普通 8% 以上ないと国内を治めることはできません) となり、日本にとっても悪影響を及ぼすでしょう
 - ④ 一番心配はやはり消費税率UPの悪影響です。一時的に住宅投資、個人消費等が落ち込みます

結果的に今年の成長率はマイナス (1% ぐらいか) となるはずですが。

これが政権に悪影響を及ぼさなければいいのですが。

ところで我々は国の成長戦略をよく見極めて、事業計画を立てる必要があると思います。特に生活支援サービス業、子育て支援事業、医療機器 (老人向け) 太陽光等のクリーンエネルギー分野、そして設備投資 (税務上有利、補助金も有) 研究開発分野に力を入れる必要がありますね。

いずれにしても我々中小企業はイノベーション、研究開発を行い、努力、工夫をすることが必要であると思います。社内教育も重要です。

今年もがんばりましょう、前田会計も引き続きよろしくお願ひします。

前田の《今人生を語る》第 175 回

めざめよ日本人 ㊦

今年も中国、韓国、そしてアメリカ問題は難しい対応が必要とされそうですね。(皆自分の国のことしか考えていませんからね)

我々日本人はしっかり足を地につけ、考え、アイデンティティを固め対応していかなければ、日本人として生き抜いていけません。国防のあり方、中国の次の一手、外資の国土買収侵略、外国人参政権、もちろん憲法改正問題等々、しっかり見つめ、考えていく問題が山積みですね。

今年は特にしっかり勉強していきたいものです。マスメディアの適当なニュースに振り回されないようにしたいものですね!!

ゴルフ会員権等譲渡損失の損益通算廃止

ゴルフ会員権・リゾート会員権等を売却して損失が発生した場合に、その損失を他の所得と相殺できる「損益通算」の対象としないこととされました。

この改正は平成 26 年 4 月 1 日以後に行う譲渡等について適用されます。

現在のゴルフ会員権等の譲渡所得は総合課税の対象となっており、事業所得・不動産所得・給与所得等の総合課税の対象となっている所得と「損益通算」できます。つまり、売却して損失が出た場合には他の所得と相殺することが可能でした。

例えば、

課税所得 600 万円の場合 → 所得税・住民税合計 約 137 万円

ゴルフ会員権の譲渡損失が 500 万円発生した場合

課税所得 600 万円 - 500 万円 = 100 万円 → 所得税・住民税合計約 15 万円となります。

ただ、所得税法では「生活に通常必要でない資産」から生じた損失には制限が設けられています。今回の改正は、今まで「生活に通常必要でない資産」に入っていなかったゴルフ会員権等を「生活に通常必要でない資産」に追加することが決まりました。含み損が発生しているゴルフ会員権等を持っていらっしゃる方は検討の余地があるかもしれません。

(ゴルフ場等の種類によっては損失の金額の計算が複雑な場合もございます。)

消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の引き下げ

消費税の簡易課税制度のみなし仕入率については、課税売上高 5,000 万円以下の適用対象に関する見直しはありませんでしたが、のみなし仕入率の実態調査の結果を踏まえ、金融業及び保険業は 60%→50%、不動産業は 50%→40%に引き下げることとなりました。

現在ののみなし仕入率は下記のようになっています。

- ① 卸売業 90% ② 小売業 80% ③ 製造業・建設業等 70%
 ④ 飲食業・金融業・保険業等 60% ⑤ 不動産業・サービス業等 50%

今回の改正により、のみなし仕入率の区分が現行の 5 事業区分から第 1 種事業から第 6 種事業までの 6 事業区分になります。

なお、この改正は平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。